

## 富士河口湖町のキャラクターの着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富士河口湖町のキャラクターの着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸し出すことにより、富士河口湖町を広くPRするため、着ぐるみの貸出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの種類)

第2条 着ぐるみの種類は次のとおりとする。

(1) ふじぴよん 1体

(着ぐるみの貸出)

第3条 町長は、業務に支障を及ぼさない限度において、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 前項の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、特に町長が必要と認める場合は、この限りではない。

(貸出対象)

第4条 着ぐるみは、町内在住、在勤、在学の方、または、町内で活動するグループや団体及び町内企業とする。

(貸出の申請)

第5条 借受けを希望する者は、あらかじめ着ぐるみ貸出承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、借受けしようとする日前2月から借受日前10日までの期間に提出しなければならない。なお、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(貸出の承認)

第6条 町長は、申請書の提出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみ貸出承認書(様式第2号)により承認するものとする。

- (1) 富士河口湖町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) その他、管理上支障があるとき。

2 前項の承認に際し、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料)

第7条 第3条第1項に基づく貸出しの使用料は、申請書の使用期間の日数に1日当たり1体1,000円を乗じて得た額とする。

(使用料の納入)

第8条 第5条の承認を受けた者(以下「借受者」という。)は、使用料を前納しなければならない。

2 借受者が自己の都合により申込みを取り消した場合は、既納の使用料は還付しない。

(遵守事項)

第9条 借受者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) その他、特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し等)

第10条 借受者が前条に定める事項を遵守しなかったときは、町長はその承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。

2 町長は、借受者が前項の処分によって損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第 1 1 条 借受者が着ぐるみを汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、町長が着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

(町の責任)

第 1 2 条 着ぐるみの貸出しにより借受者が被った被害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、町は一切の責めを負わない。

(委任)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

着ぐるみ貸出承認申請書

年 月 日

富士河口湖町長 様

住 所 .....

団体名 .....

氏 名 ..... 印

電 話 .....

下記のとおり、富士河口湖町のキャラクターの着ぐるみを借受けしたいので申請します。

記

着ぐるみの種類	ふじぴょん
イベント名	
イベント内容	
使用方法	
使用場所	
使用期間	年 月 日から 年 月 日までの 日間
借 受 日	年 月 日
返 却 日	年 月 日

※イベント内容の分かる資料等を添付してください。

着ぐるみの貸出については、「富士河口湖町のキャラクターの着ぐるみ貸出要綱」に従います。また、貸出の諸条件に違反した場合又は町長が必要と認めた場合は、貸出方法の変更または承認の取消しを受けても異議はありません。

着ぐるみ貸出承認書

第 号  
年 月 日

様

富士河口湖町長



年 月 日付けで申請のありました着ぐるみの貸出し  
について、下記のとおり承認します。

記

【承認内容】

- 1 着ぐるみの種類 ふじびよん
- 2 貸出期間  
貸出日 年 月 日  
使用期間 年 月 日～ 年 月 日  
返却日 年 月 日
- 3 「着ぐるみ貸出承認申請書」の申請内容どおりに使用すること。
- 4 付記事項